

令和6年7月1日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年7月1日（月） 15時50分から16時30分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
 - 第33号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
 - 第34号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
 - 第35号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当）
 - 第36号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過）
 - 第37号議案 公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について
 - 第38号議案 長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

議 長	【15：50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事 務 局	【第33号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、498人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 223人 女 275人 計 498人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第33号議案可決）
委 員 長 委 員	【第34号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、619人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 309人 女 310人 計 619人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第34号議案可決）
事 務 局	【第35号議案】選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当） 公職選挙法第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、2名については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2人 女 0人 計 2人）

委 事	員 務	長 局	選挙時に誤載が判明した場合はどうなりますか。 選挙時に投票の資格を確定するため、システムの処理を行うが、その後も毎日異動データを確認し、死亡や転出等を確認している。 その際に今回のような誤載が判明した場合は、選挙人名簿抄本にその旨を表示することとし、仮に投票所に来たとしても投票できないようにしている。 なお、選挙人名簿からの抹消については、委員会の議決が必要となるが、選挙時に毎日委員会を開催することは現実的でないことから死亡等含め選挙期間中に判明した抹消については、選挙後に開催される直近の委員会でまとめて抹消することとしている。
委 委	員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 3 5 号議案可決)
事 務	局		【第 3 6 号議案】在外選挙人名簿の抹消について（4 箇月経過） 公職選挙法第 3 0 条の 1 1 第 2 号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、2 人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後 4 箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 1 人 女 1 人 計 2 人）
委 委	員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 3 6 号議案可決)
事 委 委	務 員	局 長 員	【第 3 7 号議案】公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部改正について 公職選挙法の規定によって行われる各選挙の投票区の一部を改正する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 3 7 号議案可決)
事 務	局		【第 3 8 号議案】長崎市選挙関係事務執行規程の一部改正について 長崎市選挙関係事務執行規程の一部（在外選挙人証に押印する公印）を次のとおり改正する。 長崎市選挙管理委員会規程第 2 8 条に定めている 2 6 ミリメートルの「長崎市選挙管理委員会委員長」の印から長崎市選挙関係事務執行規程第 2 号様式に定めている 2 0 ミリメートルの「長崎市選挙管理委員会委員長」の公印に変更する。
委 委	員	長 員	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 3 8 号議案可決)
委	員	長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。

【 1 6 : 3 0 閉会】